

# 北海道胆振東部地震により住宅に被害を受けられた方へのお知らせ

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

札幌市では、この度の地震で被災された方の住宅確保を支援させていただくため、下記のとおり市営住宅の入居者募集において、被災された方のみが応募できる特定申込枠の創設等を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

## 1 特定申込枠の創設

被災された方がより住宅を確保しやすくなるよう、被災された方のみが応募できる特定申込枠を設けます。募集する住宅は、募集住宅一覧の13・14ページをご確認ください。また、特定申込枠にご応募いただくためには、**以下の条件を全て満たしている必要があります。**

- (1) 通常の市営住宅の申込資格（入居者募集パンフレットの5・6ページ参照）を満たしていること。  
※ 札幌市内に持ち家がある場合は、「2 持ち家要件の緩和」の条件に該当すること。
- (2) 当該災害により居住家屋が被災し、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定されていること。
- (3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していないこと。

## 2 持ち家要件の緩和

札幌市営住宅の申込資格の中には、「入居する方全員に持ち家（札幌市内）がなく、現に住宅に困窮していること」という条件がありますが、**以下の(1)～(3)のいずれかの条件に該当する場合は、持ち家がある方でもお申込みいただくことができます。**

- (1) 災害による被害で、持ち家が「全壊」の判定を受けている場合
  - (2) 災害による被害で、持ち家が「大規模半壊」「半壊」の判定を受け、かつ、地震による土地の液状化等の被害により、持ち家を住宅として再利用できない場合
  - (3) 災害による被害で、持ち家の解体・撤去に伴い居住できない場合
- ※ 修理等により一時的に持ち家に居住できない場合は対象外です。

### 3 抽選番号の加算について

札幌市営住宅の定期募集では、住宅確保が困難な事情がある世帯を対象に、抽選番号を複数個に増やして当選確率を高める優遇制度を設けています。北海道胆振東部地震で被災された方につきましても、通常の方より抽選番号を1個多く加算する対象とさせていただきます（被災者用特定申込枠に応募される場合は、加算されません）。**札幌市営住宅入居申込書の下部【その他の世帯状況】欄の該当する□に✓を入れてください（✓が入っていない場合は、加算できませんのでご注意ください）。**

なお、当選された場合には、り災証明書の提出が必要になります。札幌市が指定する期日までにご提出いただけない場合は、当選失格となりますのでご注意ください。

### 4 先行入居について

通常は、当選後に必要な書類をご用意いただき、資格審査等を行い、ご入居いただけるまでに1か月半ほど時間がかかりますが、資格審査により申込資格を満たすことが確認でき次第、早く入居できるよう対応いたしますので、下記までご相談ください。